

令和元年度 農地利用状況調査【農地パトロール】実施概要

1 目的

- (1) 相続税納税猶予制度及び生産緑地法等の制度が適用されている農地の管理徹底を図る。
- (2) その他、耕作の用に供されていない農地の利用促進（農地の利用の最適化）を図る。

2 予定

(1) スケジュール

時 期	内 容
① 7月上旬	農地利用状況調査のお知らせ配布（JA支部回覧）
○ ② 7/19〔7月総会〕	事務局から「準備調査」報告書類等交付
③ 7月下旬から 8月中旬まで	各担当地区における「準備調査」実施
④ 8/20〔8月総会〕	「準備調査」結果を事務局に提出
⑤ 9/20〔9月総会〕	農地利用状況調査（「農地パトロール」）対象農地決定
⑥ 10/23～25	農地利用状況調査（「農地パトロール」）実施

(2) 日程（時間 9：00～12：00）

10月

(水)	(木)	(金)
23	24	25

(3) 実施対象農地

- ① 令和2年度に納税猶予に係る「引き続き証明」の申請が予定される農地。
→事前に指導を行うことで、円滑な証明発行を行う。
- ② 各地区の農業委員から指摘のあった肥培管理が不十分な農地、管理状況に農業委員会の判断が必要な農地。
→指導を行う。

(参考) 実施根拠 (農地法抜粋)

(利用状況調査及び指導)

第30条 農業委員会は、毎年1回、その区域内にある農地の利用の状況についての調査 (以下「利用状況調査」という。)を行わなければならない。

2 農業委員会は、必要があると認めるときは、いつでも利用状況調査を行うことができる。

第32条 農業委員会は、第30条の規定による利用状況調査の結果、次の各号のいずれかに該当する農地があるときは、その農地の所有者に対し、当該農地の農業上の利用の意向についての調査を行うものとする。

一 現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと思込まれる農地

二 その農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に比し著しく劣っていると認められる農地

令和元年 7 月

農業者のみなさまへ

西東京市農業委員会

農地パトロールを実施します！

(予備調査) 7 月下旬から 8 月下旬まで
(農地パトロール) 10 月 21 日から 25 日まで

農業委員会では、農地法第 30 条に基づき、農地の利用状況調査（『農地パトロール』）を実施します。

この期間に、農業委員や事務局職員が、皆様の畑を訪問し、農地（生産緑地以外の農地も含む）の肥培管理状況を確認いたします。ご理解とご協力をお願いします。

■農地の適正な利用を…

「農地について権利を有する者の責務」として、「農業上の適正かつ効率的な利用を確保しなければならない」と定められています（農地法第 2 条の 2）。日頃から、農地の適正な管理についてご理解の程よろしくお願いいたします。

■農地とは…

「耕作に用いられる土地」（法第 2 条）をいい、生産緑地や生産緑地以外の「宅地化農地」も含まれるものです。

■「農地利用状況調査」とは…

農業委員会は、毎年 1 回農地の利用の状況について調査を行うことが義務付けられています（法第 30 条）。また、必要があるときは、「いつでも」利用状況調査を行うことができます。

農業委員会事務局 電話 042-438-4044

